

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川 幸子

- 1 日時
平成 18 年 3 月 2 日（木曜日）
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 56 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、阿部敏雄委員、新居田弘文委員、
関根敏伸委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、高橋雪文委員、伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
安藤担当書記、八重樫担当書記、晴山併任書記、大越併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
橋本県土整備部長、清水県土整備企画室長、小田島道路都市担当技監、
西畑河川港湾担当技監、小野参事兼建設技術振興課総括課長、
海野技術参事兼道路建設課総括課長、渡邊県土整備企画室企画担当課長、
佐藤県土整備企画室管理担当課長、旭澤県土整備企画室用地担当課長、
沢口建設技術振興課技術企画指導担当課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、
畠山道路環境課総括課長、佐藤河川課総括課長、若林河川課河川開発担当課長、
佐藤砂防災害課総括課長、平井都市計画課総括課長、
大矢都市計画課まちづくり担当課長、大久保下水環境課総括課長、
澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築住宅課建築指導担当課長、
岡田建築住宅課営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長
 - (2) 企業局
邨野企業局長、壽技師長、和嶋経営総務室長、南館業務課総括課長、
佐々木経営総務室管理担当課長、菅峨経営総務室経営企画担当課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件

議案

県土整備部関係

- ア 議案第 64 号 平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）
- イ 議案第 71 号 平成 17 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ウ 議案第 73 号 平成 17 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- エ 議案第 74 号 平成 17 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- オ 議案第 75 号 平成 17 年度岩手県県民ゴルフ場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- カ 議案第 87 号 岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
- キ 議案第 88 号 北上川上流流域下水道都南幹線東仙北ポンプ場築造工事の請負契約

の締結に関し議決を求めることについて

- ク 議案第 93 号 リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

企業局関係

- ア 議案第 77 号 平成 17 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）
- イ 議案第 78 号 平成 17 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

9 議事の内容

○及川幸子委員長 これより本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

この際、橋本県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○橋本県土整備部長 職員の不祥事についてご報告申し上げます。事案の概要は、当部の 50 歳の主査級男性職員が、平成 13 年度から 14 年度までの間に利害関係者 5 名に対し金銭借用の申し入れを行い、実際に金銭の借入れを行ったこと。また、17 年度にも利害関係者 6 名に対し金銭借用の申し入れを行ったというものでございます。

この行為に対し、平成 18 年 1 月 31 日付で停職 6 カ月の懲戒処分が行われたほか、指導監督が不十分であったとして、関係上司が嚴重注意処分とされたところであります。

この不祥事は、公務員に対する信用を大きく失墜させ、県民の信頼を損なうまことに遺憾な事案であり、国民の皆様にご心からおわびを申し上げます。

当部といたしましては、再発防止のために職員の意識啓発に取り組み、県民の県行政に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

○高橋雪文委員 この借りたお金は返済したと、100%。

○橋本県土整備部長 借入金については返済いたしました。今の事案についてです。

○及川幸子委員長 それでは、次に県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 64 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正のうち、歳出第 4 款衛生費第 2 項環境衛生費第 3 目環境衛生指導費のうち県土整備部関係、第 6 款農林水産業費第 3 項農地費第 2 目土地改良費のうち県土整備部関係、第 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係、第 4 項林業費第 6 目林道費のうち県土整備部関係、第 5 項

水産業費第 11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 1 項農林水産施設災害復旧費第 1 目農地及び農業用施設災害復旧費のうち県土整備部関係、第 2 目林道災害復旧費、第 2 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費のうち第 6 款農林水産業費第 3 項農地費のうち農道整備事業、地域振興支援道路ネットワーク整備事業、下水道事業債償還基金費補助、第 4 項林業費のうち林業地域総合整備事業、林道整備事業、林道調査、ふるさと林道緊急整備事業、第 5 項水産業費のうち海岸保全施設整備事業、下水道事業債償還基金費補助、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正のうち 1 追加のうち 9 から 20、2 変更のうち 3、議案第 71 号平成 17 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 73 号平成 17 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 74 号平成 17 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 75 号平成 17 年度岩手県県民ゴルフ場事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 5 件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○清水県土整備企画室長 それでは、議案第 64 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）中、県土整備部関係の補正予算について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 3）の 6 ページをお開き願います。

4 款衛生費は 12 億 3,343 万 3,000 円の減額のうち、環境生活部の所管を除きまして 2,107 万円の減額の補正であり、6 款農林水産業費は 24 億 5,400 万 8,000 円の減額のうち、農林水産部の所管を除きまして 6,877 万 7,000 円の減額の補正であり、次の 7 ページでございますけれども、8 款土木費は 17 億 6,749 万 2,000 円の増額の補正であります。8 ページをお開き願います。11 款災害復旧費は 74 億 1,452 万 9,000 円の減額のうち、農林水産部及び教育委員会の所管を除きまして 56 億 4,495 万 5,000 円の減額の補正であり、12 款公債費 1 項公債費は 42 億 8,107 万 7,000 円の増額のうち、県土整備部関係は 6 億 6,997 万 2,000 円の増額の補正であります。合わせまして県土整備部関係の 2 月補正予算額は 32 億 9,733 万 8,000 円の減額の補正をしようとするものであります。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書で御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項を中心に御説明申し上げますので御了承願います。

予算に関する説明書の 114 ページをお開き願います。4 款衛生費、2 項環境衛生費、3 目環境衛生指導費のうち、県土整備部関係は、浄化槽設置整備事業費補助及び下水道事業債償還基金費補助であります。これは市町村に対する国庫補助金の決定により、市町村への補助に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、少し飛んでいただきまして 138 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、3 項農地費、2 目土地改良費のうち、次の 139 ページでございますが、中ほどにあります県土整備部関係、3 目農地防災事業費のうち、次のページ 140 ページの県土整備部関係は、いずれも事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、145 ページをお開き願います。4 項林業費、6 目林道費のうち県土整備部関係は、

事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、153 ページをお開き願います。5 項水産業費、11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係は、国庫補助金の決定等に伴う補正であります。

次に、160 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費であります。これは管理運営費及び特別会計の事業費の確定による特別会計繰出金等の補正であります。

次の 161 ページの 2 目建設業指導監督費、3 目建築指導費、これは事業費の確定等に伴う補正であります。4 目空港費は、管理運営費及び空港整備費等の事業費の確定等に伴うものであります。

163 ページをお開き願います。2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費は、管理運営費の確定等、2 目道路維持費は、道路維持管理経費及び除雪費等の国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

164 ページをお開き願います。3 目道路新設改良費は、国庫補助事業や直轄道路事業費負担金の確定等に伴うものであります。

次の 165 ページの 4 目橋りょう維持費は節間の補正であり、5 目橋りょう新設改良費は、管理運営費の事業費の確定等に伴うものであります。

166 ページをお開き願います。6 目高速道路対策費は、日本道路公団からの受託費の確定に伴うものであります。

167 ページの 3 項河川海岸費、1 目河川総務費は、河川水門管理費や直轄ダム管理費負担金等の確定等に伴うものであります。2 目河川改良費は、国庫補助事業及び直轄河川事業費負担金等の確定に伴うものであります。

このほか、次の 168 ページでございますが、3 目砂防費、それから 169 ページの 4 目海岸保全費、5 目水防費、170 ページの 6 目河川総合開発費までは、国庫補助事業及び直轄事業費負担金等の事業費の確定に伴う補正であります。

172 ページをお開き願います。4 項港湾費、1 目港湾管理費は、管理運営費等の事業費の確定に伴うものでありますし、2 目港湾建設費は、国庫補助事業及び直轄港湾事業費負担金等の事業費の確定等に伴う補正であります。

174 ページをお開き願います。5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は、管理運営費や指導監督費等の確定に伴うものであります。2 目街路事業費は、国庫補助事業及び委託事業等の事業費の確定等に伴うものであり、次の 175 ページの 3 目下水道事業費は、下水道整備促進対策費等の事業費の確定等に伴うものであります。

177 ページをお開き願います。6 項住宅費、1 目住宅管理費は、管理運営費及び指導監督費等の確定等に伴う補正であります。2 目住宅建設費は、公営住宅建設事業等の国庫補助事業の確定等に伴うものであります。

少し飛びまして 202 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地及び農業用施設災害復旧費のうち県土整備部関係の海岸保全施設災害復

旧事業費は、該当する災害の発生がなかったことから全額を減額するものであり、2目林道災害復旧費は、5月20日の融雪による地すべり災害等の復旧に要する経費の確定等に伴う補正であります。

205ページをお開き願います。2項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費から、次の206ページでございますが、3目都市災害復旧費までは、8月13日から15日にかけての豪雨による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

208ページをお開き願います。12款公債費、1項公債費1目元金についてですが、説明欄の特定資金公共投資事業債償還元金44億6,518万1,000円の増額のうち、県土整備部関係は6億6,997万2,000円ですが、これは繰上償還を行うため、所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案(その3)に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。第2表繰越明許費であります。県土整備部関係は次の10ページ以降でありまして、一般会計の繰越明許費は197億6,895万4,000円です。事業の主なものについて御説明申し上げます。

まず、6款農林水産業費、3項農地費の県土整備部関係は、次の11ページの農道整備事業、地域振興支援道路ネットワーク整備事業及び下水道事業債償還基金費補助を合わせた1億2,375万6,000円です。このうち地域振興支援道路ネットワーク整備事業についてであります。これは一関市東磐井地区における事業です。4項林業費の県土整備部関係は、林業地域総合整備事業、林道整備事業、林道調査及びふるさと林道緊急整備事業を合わせた16億6,076万3,000円です。このうち、ふるさと林道緊急整備事業についてであります。これは大船渡市林道今出甫嶺線ほか7路線における事業です。

12ページをお開き願います。5項水産業費の県土整備部関係は、海岸保全施設整備事業及び下水道事業債償還基金費補助を合わせた3億3,160万1,000円ですが、このうち海岸保全施設整備事業についてであります。これは山田町山田海岸ほか3海岸における事業です。

8款土木費、1項土木管理費1億7,058万7,000円ですが、空港整備は、エプロン舗装工事等です。2項道路橋りょう費93億2,202万6,000円ですが、次の13ページでございますけれども、道路改築事業は、国道455号盛岡市北山バイパスほか13カ所。緊急地方道路整備事業は、主要地方道一関北上線一関舞川工区ほか55カ所における事業です。

14ページをお開き願います。3項河川海岸費54億8,789万9,000円ですが、一般河川改修事業は、滝沢村一級河川木賊川ほか5河川、河川激甚災害対策特別緊急事業は、東山町の一級河川砂鉄川における事業です。

15ページの4項港湾費3億5,630万円は、釜石港における港湾改修事業等です。5項都市計画費15億9,449万8,000円ですが、次のページ、16ページでございますけれども、緊急地方道路整備事業は、向中野安倍館線ほか8カ所における事業であり、過疎

地域公共下水道整備代行事業は、八幡平市ほか1村におけるものであります。6項住宅費8,573万5,000円ではありますが、公営住宅建設事業は、花巻市宮野目アパートほか1カ所であります。

11款災害復旧費ではありますが、2項土木施設災害復旧費6億3,578万9,000円ではありますが、これは17年災害45カ所、16年災害10カ所におけるものであります。これらの繰り越しの主な理由といたしましては、工法の選択や検討、関係機関や地元等との調整、家屋等の移転補償に伴う代替地の選定等に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。18ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正1追加のうち県土整備部関係は、事項欄の9林業地域総合整備事業から、次のページの20指定管理者によるリアスハーバー宮古管理運営業務までの12件であります。これらの主なものは国の補正予算の、いわゆるゼロ国債及び公共事業発注の平準化を図るための債務負担行為、いわゆるゼロ県債等を設定しようとするものであります。次に、2変更の1、事項欄の3道路改築事業であります。これは国庫補助事業の決定に伴い、限度額を変更しようとするものであります。

35ページをお開き願います。議案第71号平成17年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。まず、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,351万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,891万6,000円とするものであります。

36ページをお開き願います。主なものについてでございますが、歳入の1款財産収入、1項財産運用収入は、土地開発基金の運用収入の確定に伴う補正であり、4款県債、1項県債は、土地取得事業の確定に伴う補正であります。歳出の3款土地取得事業費、1項土地取得事業費は、事業費の確定に伴う補正であります。

次の37ページでございますけれども、第2表繰越明許費ではありますが、3款土地取得事業費は1億2,124万9,000円となっております。これは家屋の移転補償などに不測の日数を要したことにより、年度内の補助事業用地の取得が困難となったものでございます。

40ページをお開き願います。議案第73号平成17年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。まず、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,597万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,200万5,000円とするものであります。

次の41ページの歳入の主なものについてでございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金は、流入水量及び事業費の確定等に伴う補正でございます。3款国庫支出金1項国庫補助金は、国庫補助事業の確定に伴う補正でございます。4款繰入金、1項一般会計繰入金は、事業費及び特定財源の確定等に伴う補正でございます。5款繰越金、1項繰越金は、前年度の事業費の確定により所要の補正をするものでございます。

42ページをお開き願います。歳出の主なものでありますが、1款流域下水道事業費、1項流域下水道管理費は、各処理場の維持管理費の確定等に伴う補正でございます。2項流

域下水道建設費は、国庫補助事業の確定等に伴う補正でございます。次に、第2表繰越明許費でございますが、1款流域下水道事業費の繰越明許費は10億9,720万円でございます。これは関係機関や地元等との調整などに不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったものであります。

43 ページでございますけれども、議案第74号平成17年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。まず、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,119万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,645万7,000円とするものであります。

44 ページをお開き願います。歳入の主なものについてでございますが、1款使用料及び手数料、1項使用料は、港湾施設等の使用料の収入額の確定に伴う補正でございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金は、事業費及び特定財源の確定等に伴う補正であります。6款県債、1項県債は、港湾施設整備事業の確定に伴う補正であります。

次の45ページの歳出の主なものについてでございますが、1款事業費1項港湾施設整備費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、第2表の繰越明許費でございますが、1億7,202万円でございます。これは工事の施工に伴い発生した地盤状況変化により不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったものであります。

46 ページをお開き願います。議案第75号平成17年度岩手県県民ゴルフ場事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。まず、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,211万7,000円とするものであります。

47 ページの歳入の主なものについてでございますが、1款使用料及び手数料1項使用料は、県民ゴルフ場使用料の収入額の確定等に伴う補正であります。2款繰入金1項一般会計繰入金は、事業費及び特定財源の確定等に伴う補正であります。歳出の1款県民ゴルフ場事業費、1項県民ゴルフ場管理費は、維持管理費の確定等に伴う補正であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 お聞きします。住宅の方で、歳入についてですけれども、使用料が6,800万円相当額が減額になっておりまして、この財源でもそうした収入から一般財源に振りかえられているわけですけれども、収入が減った理由というのは当初の見込みに対しての入居率の減少とか、その辺の理由について御説明をいただきたいと思っております。

それから、例えば繰越明許費なんかに入っていると思っておりますけれども、道路関係ですね、土木の道路橋りょう費、それから3目の道路新設改良費の工事請負費が9億9,000万円余り、それから都市計画費の街路関係で、これまた2億6,000万円余りの工事請負費の増額になっておりますが、一般的には今の時期に舗装する仕事にはならないということで、その分

が先ほど説明があった繰り越しの部分に入っているのかどうか、その辺の確認でお聞きします。以上です。

○澤口建築住宅課総括課長 住宅使用料が減額となっている理由でございますが、住宅使用料の収納率につきましては、近年景気の低迷からずっと下がる傾向を示しております。ただ平成16年度は、新たに連帯保証人の請求とか口座振替の再振替の実施、あるいは公的措置の実施によりまして、これの収納率を上昇に転じさせているところでございます。

ただ、この上昇傾向を継続させるべく、今年の予算について高い目標を掲げて一応92%の収納率ということで努力をしてきたところでございますけれども、思うように収納率を上げることができず、当初の目的を達成することが困難との判断にたちまして、現実的な対応といたしまして、平成16年度並みの収納率、87%として減額したところでございます。

また、今後も使用料の収納率の向上、滞納家賃の解消を図るために引き続き頑張ってまいりたいというふうに考えております。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 道路新設改良費の関係の工事請負費9億9,300万円増額の件でございますけれども、用地補償とか委託料とか、そういう設計の関係、そういうことで、時間がかかっているということで工事請負に回すということもありますし、2月の国の補正で岩手大更線ですか、これの2億円ほど補正をしておりました。その請負費が増額になっているというふうなことで、いずれすべてが繰り越しということではないのですけれども、これの繰り越しも含まれているということはそのとおりでございます。

○平井都市計画課総括課長 街路事業の工事費の請負額が増額になっているということでございますけれども、2月補正に当たりまして、県内の各事業箇所全体について見直しを行いました。それで、緊急性の高い箇所に工事請負費の増額を行ったものでございます。

なお、流用元になります委託料でございますが、これは市町村の用地補償の委託料でございます。これは現在、用地取得に時間を要している箇所でございます。次年度以降に鋭意進める予定でございます。その流用先でございますけれども、主なものは3カ所でございますけれども、年度をまたぎ、工事を連続的に進める必要がある工事内容であるので、繰り越しをお願いするものでございます。

○新居田弘文委員 ありがとうございます。住宅の関係なのですけれども、先ほど聞きましたのは、減額した理由は入居率等当初見込んでいたより低かったのかということで質問していたのですが、先ほど収納率ということで、目標を92%から87%に落としたということですが、仮に収納率が落ちたとすれば、むしろ決算では収入未済額等に計上されて出るのではないかなと思います。あえて予算で収納率を落とす減額というのはちょっとおかしいのかなと私は思っているのですが、もう一度お聞きしたいと思います。当初見込んでいた100%とか何%の入居率が、実際は大分当初より下がったために予算の見直し、下げたということなのかな、そこ確認してください。

○澤口建築住宅課総括課長 入居率については下がっておりません。基本的には予算が過

大であったという形になろうかと思えます。予算当初に 92%という形で目標の設定なり予算を立てたときに過大であったために、それに現実的な対応として、昨年度並みに収納の見込みを下げたということをごさいます、実際に入居している方々につきましては収容率というか、入居率が下がったということではございませんで、そのほかの原因といたしましては、例えば景気低迷などで家賃を減免するとか、それから減免者が増加しているとか、そういうこともございますけれども、基本的には目標値を修正したという形になってございます。

○新居田弘文委員 わかりました。今回は家賃に関して、法的な処理もいろいろ報告されていますので、ひとつ収納率アップのためには、今まで以上の御努力をされていると思えますが、さらにお願ひしたいと思えますし、ただ収納率をこちらであらかじめ下げること自体については、個人的にはちょっといかがかなと、その思いを申し上げて終わりにします。

○伊沢昌弘委員 御苦労さまでございます。わからないので教えてください。

繰越明許の部分の御説明がございました。いろんな事業、いろんな不測の事態が生じて、それぞれ遅れがあると思うのですが、現下、厳しい中で、平成 16 年から 17 年においてもいろんな意味で公共事業費も圧縮をしてきたと思えます。この時期の繰越明許をして、去年の今の時期に比べて多いのか、少ないのかというのを端的にまずお聞きしたいです。

それから、事業を既に発注していて、いろんな流れの中で、事業が完成をしないので中止すらできないという部分で繰り越してきているものがあると思うのですが、発注もできないで事業費も盛り込んだら、これについて繰り越すのだということになっているのかどうかも教えてほしいです。私が聞くことではないかと思えますけれども、現下の中で公共事業費が減っている。その中で、いろいろと業界が苦労している中で、できれば盛り込んだものが使われると、支出をされるというのが望ましいと思えますので、その辺のところをちょっと教えてください。

○橋本県土整備部長 繰り越しの関係でございましてけれども、昨年の比較となりますと、今般農林水産部等から移管された分もありますので、旧土木部分ということにさせていただきます御説明を申し上げますと、普通建設費の最終予算が平成 16 年度の最終で 80 億 8,500 万円、それから平成 17 年度の最終が 74 億 6,800 万円ということで、8.3%ほど減額になっているわけですが、繰り越しの方を見ますと、平成 16 年度から平成 17 年度へ繰り越ししたものが 175 億 4,200 万円、今回平成 17 年度から平成 18 年度に繰り越そうとしている額が 170 億 1,700 万円ということで、約 5 億 2,500 万円ほど減額になっていまして、率では 3%ほど、旧県土整備部予算で。災害復旧費とか、そういう変化の大きいものを除いて、いわゆる通常事業という考えでいきますと減額にはなっていますが、依然として多額であるということは、私どもの方も非常にうまくないことと理解しています。極力減らそうとしているのですが、昨今の住民の方々の権利意識等が高まっていることもあって、一番大きいのは、やはり用地補償が思うように解決しなかったり、あるいは法的手続きに時間がかかっている、来年度までにかかるというような場合が多いかというふうに考えていま

す。

いずれにいたしましても、委員御指摘のとおりこういうふうに公共事業が減っている中で繰越額を増やすということは、当然あってはならないことだと思っていますので、またさらに解決するように努力したいと思っていますし、何らかの手当てを考えております。

○伊沢昌弘委員 例年と一緒だということなのですが、言ってみれば、来年までこれを繰り越して、12カ月予算がプラスになるという、毎年、毎年、その考えだと思うのですが、今部長さんがお話した用地補償の問題を含めて、職員の皆さんは多分かなり苦勞をしているのではないかと思うのです。案件を含めて、用地や算定含めて御理解をいただくとか、そういうふうなことも含めてあると思うのですが、そういった分野で人員もかなり減ってきている部分もあると思うのですけれども、その辺についてはどのような御所見をお持ちなのか。職員がいっぱいいてがんがんやれば全部、判こもらえるかという問題でもないと思うのですけれども、その辺の負担割合みたいなものがふえているのではないかというふうに危惧をするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○橋本県土整備部長 職員の削減は当部だけに限られたことではなくて、県の行財政構造改革プログラムの中でやっているようなことですので、それに従って私どももしているわけですので。

例えば超過勤務などで考えますと、それが増加しているかというところではなくて、やはり、今、県全体がIMSに取り組もうとしていますけれども、そういう業務見直し等を行うことによって、極力そうした個人の負担が増えないような形で業務を遂行させるべきだと考えていまして、ただ御指摘ありましたように、対外折衝というのは予定どおりいかないという、これまた問題がありまして、一概には言えないのですけれども、極力業務を生かしまして、そちらの方に時間を割いて解決に努めたいというふうに考えているところであります。精神的な負担はかなりのものがあるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、時間的な労力がどんどん増えていっているかというところ、そこはちょっと違うのではないかという気がしております。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 87 号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例及び議案第 93 号リア

スハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋港湾空港課総括課長 議案(その4)18ページをお開き願います。議案第87号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。以下お手元に配付しております県土整備委員会付託議案資料により御説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。1の改正の趣旨であります、リアスハーバー宮古の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、あわせて所要の改正をしようとするものであります。

リアスハーバー宮古とは、平成11年の岩手インターハイを契機に設置されましたディンギーヨット専用のマリナー施設で宮古市にございます。施設概要は、管理棟が1棟、艇庫が1棟、水域1万3,200平方メートル、陸域1万2,400平方メートル、収容艇数が、艇庫、艇置場合わせて150隻でございます。これらの施設の配置につきましては、2ページの中段の平面図を参照願います。

なお、指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を指定を受けた団体に委任する制度であり、また利用料金制度とは、利用者からの料金を指定管理者みずからの収入として収受させる制度で、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります、(1)指定管理者による管理について定めるとともに、(2)指定管理者が行う業務の範囲について定め、(3)さらに利用料金制度の導入に伴い所要の改正を行おうとするものであります。このうち、指定管理者が行う業務の範囲についてであります、(2)の①から⑦に掲げるとおりであります。

また、利用料金につきましては、条例で上限額を定め、その範囲内で指定管理者が県と協議の上、定めることとするものであります、金額につきましては指定管理者の候補者からの提案額も現在の額の範囲内でありましたことから、現在の額をそのまま上限額としようとするものであります。

なお、3の施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行しようとするものであります、利用料金の告示等につきましては、交付の日から施行しようとするものであります。

次に、議案(その4)29ページをお開き願います。議案第93号リアスハーバー宮古の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを説明申し上げます。

お手元に配付しております説明資料により説明させていただきます。資料の3ページをお開き願います。1の提案の趣旨であります、リアスハーバー宮古の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2の指定管理者選定の経緯について説明申し上げます。(1)選考委員会の概要であります、外部委員4名、内部委員1名によりリアスハーバー宮古指定管理者選考委員会

を組織し、この委員会において募集方針及び募集要項について協議していただくとともに、申請のありました団体の審査を行い候補者を決定していただいたものであります。委員の構成はアに記載のとおりであり、2回にわたり御協議いただいたところでございます。(2)の募集期間についてであります。平成17年8月26日から10月11日までの約1カ月半募集を行いまして、県のホームページ等で周知を図ってまいったところでございます。次に、(3)申請団体数及び審査団体数についてであります。いずれも1団体のみでございます。(4)審査結果についてであります。選定基準は説明資料3ページに記載のとおりであり、詳細につきましては資料の4ページに記載しているところでございます。

次に、3、指定する指定管理者についてであります。特定非営利活動法人いわてマリフィールドを指定することを提案申し上げる次第です。指定の理由についてであります。いわてマリフィールドは、マリンスポーツ振興に関する識見と熱意を有していることに加え、一層の収入の増、経費の節減を図る施設運営を行っていかうとする姿勢が評価されたものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成18年4月1日から平成21年3月31日の3年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第88号北上川上流流域下水道都南幹線東仙北ポンプ場築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保下水環境課総括課長 それでは御説明します。議案(その4)の24ページをお開き願います。議案第88号北上川上流流域下水道都南幹線東仙北ポンプ場築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

お手元に配付しております説明資料の5ページをお開き願います。北上川上流流域下水道都南幹線東仙北ポンプ場築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 工事名は、北上川上流流域下水道都南幹線東仙北ポンプ場築造(土木) 工事であります。工事場所は、盛岡市東仙北地内。契約金額は5億4,600万円で、請負率は95.92%でございます。請負者は大日本土木株式会社、株式会社下河原組特定共同企業体。請負者の住所は議案書記載のとおりでございます。

本工事は、北上川を挟んで対岸の中川原処理場の処理機の汚水を都南浄化センターで処理するため、河床下を横河する汚水をくみ上げる中継ポンプ場の地下部分を築造するものであり、施工場所は説明資料の5ページの右上に赤く着色しているところでございます。施工する部分は、右下の断面図で赤く着色している部分であり、地下部分が約20メートルと深いことから、ニューマチックケーソン法と呼ばれる潜函工法で築造するものでございます。

次の説明資料6ページの施工フロー図で御説明いたします。この工法は、鉄筋コンクリート製の函を地上で構築し、でき上がった下部に空気の漏れない作業室を設け、この黄色い部分ですけれども、ここに地下水圧に見合った圧縮空気を送り込むことによりまして、地下水の浸入を防ぎ、掘削、排土を行いながら、その函を地中に沈め、建物の地下部分を構築するものでございます。

なお、工期は570日間で、平成17年度から平成19年度までの3年間の債務負担行為であります。

以上、北上川上流流域下水道都南幹線東仙北ポンプ場築造工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 わかりませんのでお尋ねしますけれども、一番後ろに入札調書がありますが、いわゆるJVのうちの親といいますか、一番最初に書いている会社は新聞等でも拝見する会社なのですが、例えば上から昭栄建設とか小原建設、以下ありますが、それぞれの所在地というのはどちらなのですか、例えば岩手県とか仙台とかいろいろあると思うのですが、あるいは盛岡とか、その辺を教えてくださいと思います。

○大久保下水環境課総括課長 こちらの12ページでございますけれども、前に書かれている建設会社は大手さんで、東京とか岐阜とかですけれども、後の会社はすべて県内の業者でございます。県内でも盛岡であります。

(「小原建設は北上でないか。」と呼ぶ者あり。)

(「県内には違いないけれどもね。」と呼ぶ者あり。)

○大久保下水環境課総括課長 小原建設は北上です。失礼しました。

○及川幸子委員長 大久保課長、そこまでおっしゃるのであれば、それぞれの地区名をちょっとおっしゃってください、上から。

○大久保下水環境課総括課長 昭栄建設株式会社は盛岡市でございます。株式会社小原建設は北上市でございます。それから株式会社山與、これも盛岡市でございます。株式会社下河原組も盛岡市、吉武建設株式会社、これも盛岡市でございます。梨子建設株式会社、これ

も盛岡市でございます。

○伊沢昌弘委員 これは素朴な質問です。中川原終末処理場の方から出てくるやつは、処理水が出たのですか。それとも何か続くのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○大久保下水環境課総括課長 中川原処理場は、県内で一番古い処理場でございますけれども、大雨が降ったとき雨がまじる、いわゆる合流式と呼んでおりますけれども、そういうものでありまして、今回この中川原処理場に入ってくる汚水の部分を、県が管理している都南浄化センターにつなぐものでございます。

○伊沢昌弘委員 そうすると、盛岡の合流の管そのものはまだ残っているのか。汚水管と雨水管と分かれてきたものの、汚水管を持っていくということなのか。エリアの状況も含めて教えてください。

○大久保下水環境課総括課長 ちょっとくどいようではありますが、中川原処理場はこのへん旧市街地を所管して処理しているわけで、これは先ほど申し上げましたように、通常の晴天時につきましては汚水、それで雨が降ったときは雨水が流れますと言っていましたが、これはそのとおり中川原処理場につながっていくわけですが、その部分の晴天時について、その汚水の部分だけは都南浄化センターに流れますけれども、雨が降って、管渠の中に汚水と雨水が一緒に入った場合、中川原処理場に雨も入るわけですので、その部分につきましては中川原処理場で簡易処理しまして流すし、それから一部分については浄化センターに流すということでございます。

○伊沢昌弘委員 私は、かつて中川原処理場のことで、これ排水基準は大変甘いのです、BOD60でたしか出していたはずなので、北上川の汚水に向けて合流式、分離式を含めて今、当時は散水ろ床でやっていた部分が処理水含めて大変だと。ただ、分離、合流の部分でいけば、今の話ですとほとんどが都南の方の処理場に汚水についてはすべていくと。

○大久保下水環境課総括課長 はい、そうでございます。

○伊沢昌弘委員 雨水の部分については中川原処理場の方でも従来のような処理をするというふうには。

○大久保下水環境課総括課長 はい。

○伊沢昌弘委員 そうしますと、通常ときは中川原処理場の方に汚水、雨水というのは入らないということになりますか。入らないと処理装置そのものがうまく稼がないのではなかなと思えますが。処理場の運転方法について。すみません、細かいことで恐縮なのですが。

○大久保下水環境課総括課長 今、委員さんがおっしゃいました散水ろ床につきましては、老朽化しておりますのでやめます。

○伊沢昌弘委員 やめたのね。

○大久保下水環境課総括課長 はい。

○伊沢昌弘委員 わかりました。ありがとうございました。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

次に、この際、何かありませんか。

○菊池勲委員 部長さん、今年は大変雪が多くて西和賀町なんかは大変な目に遭って、私も現地調査に行っていました。これ昔からそうなっているのだけれども、豪雪地帯、特に流雪溝、水を流しながら雪を流してもらう流雪溝が各町村の集落のちょっと込み入ったところにあるわけですね。私は改良区の理事長お世話になったのだけれども、その改良区の水は農林水産省からもらっている。水は今の国土交通省からもらっているのだけれども、9月10日になると切ってしまうのです。そうすると流雪溝に流す水の水路がなくなっているのですよ。西和賀町も新町という地区なのだけれども、現地見ていったらば、例えばそこに改良区が9月まで使っている水路を使って流雪溝に流してもらえれば大変助かるのだけれどもなど。ところが、法的にはそれはだめだと9月10日になるとばたんと切られる。そして、やむを得ないから約4キロ以上山手の旧水路を流してもらって、それを流雪溝につないでいるそう。

ところが、残念ながら山手なものだから、雪が降ると雪崩でばさっと落ちたときに、その明渠が埋まってしまうわけだな。そうすると上流がみんなあふれ出て流雪溝の水が勢いがない。特に一晩に1メートル降る地域なものだから、夜中に起きて雪を払わなければ、次の日は出勤も何も生活ができないということになっているのだそうですよ、投げる場所がないから。ですから、家の前の流雪溝のふたを開けて降った分だけ入れてやると、どうやら生活ができると。これがなければ、どこにも運ぶ場所がないのでここに住めないということになっているのです。難しいことだと思うのだけれども、これは部長さんをお願いしなければだめだけれども、役所が2つに分かれての戦いだから、果たして9月10日以降のやつをその水路を、改良区が使った水路は流しても別に支障がないと思うのだけれどもね。多少田んぼに水があふれ出る状態があるかもしれない。まず、そう苦情はないと見ているのだけれども、そんなのが県下には結構あるのですよ。うちの北上市、旧和賀町にもあるのです。和賀町には、昔の土木、今の県土整備部が道路の真ん中に配管を通して、そして地下水の十四、五度の水をポンプで揚げて水をまいてくれていた地域がある。どうしても1カ所はだめをやめてしまったのだけれども、駅前の方はまだやっているのだけれどもね。そこにも私ども改良区の水路があるのだけれども、使ってはいけないと言っているから。正直言って、使わ

せてあげてもいいのではないかと、流れているのだからと言ったけれども、だめだということになっている。うちの分は、西和賀の沢内地域から比べれば雪の量は3分の1から5分の1ぐらいだから、まず我慢もできるけれども、西和賀の場合は我慢の限界ではなくて、生活ができないということになっている。何か方法はあるかと思っただけけれども、雪が解けたらまた見には来るとはいつてみたものの、私たちの力では不可能みたいな感じですね。相手が水利権を持っている国土交通省と、そして使う水路を持っている農林水産省の部課あるいは改良区はそんな格好になっているのだけれども、その方法をひとつ検討する方法、何か知恵があればそれ借りたいのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山道路環境課総括課長 今、菊池委員がおっしゃるとおりでございます。高い方から低い方に必ず流れてはくるのですけれども、水についていろいろ権利がございます。非常に難しい状況ではございました。現在、旧安代町だとか、それから委員おっしゃったように西和賀とか、雪の多いところについて、それから流雪溝そのものをスタートさせるときに、水がどのように利用できるかということで大きく左右されまして、わざわざダムから水をポンプアップしてくるという状況で使用している区間もございます。

したがいまして、今おっしゃったように、土地改良区さんの水路がうまく利用できるようであれば、それらについて再度うちの方でも勉強してまいりますし、検討してまいりたいと思います。

○佐藤河川課総括課長 水利権の問題でございますけれども、今畠山課長の方からお話がありましたけれども、例えば水路が使えるというふうになった場合、そこにどんどん雪を捨てますと、それが下流にいきまして堰きとめられて、そこでまた浸水被害が起きると。そういう状況も、これからそういう状況が生じないような、生じないかどうかも含めて現地を精査してみなければならぬと思っております。それが1つ。

それから、水路に雪を捨てたときに、雪が流れていくだけの水量がないと流れていかない。そうしますと、水利権上で農業者が、今委員御指摘のように、9月10日かんがい期が終わるときまでの水利権になっているわけです。9月11日以降、冬期の水利権、果たしてそれだけの水量が川から取ることができて、また、その川にとっても、取った後の状況ですね、カラカラになると、また川の状態がよくないものですから、川にとっても影響がないということを確認しながら水利権が付与されるものですから、その辺、現地の状況を道路環境課と相談して、うちの方も、水利権上からも問題がないかどうかを検討していきたいというふうに思っております。

○菊池勲委員 ありがとうございます。今、言ったように流雪溝も水が少ないと、大勢で入れると下流の人は詰まって流れないということですから、それで水をもうちょっといっぱい入れたいと。改良区の水路を使わせてもらえるならば、この3倍の量が入って、水路も立派につくって、政府がつくった側溝がかなり立派なものだ。だから、水が3倍来ればいくら入れてもどんどん流してくれます。下流は和賀川ですよね。本流和賀川に落ちるわけですから、かなりの落差だから、詰まってあふれることは下の方はない。上流にはあるけれどもね。

そんな格好なのだから、こんなお願いになるわけだが、現状の水路は旧の4キロぐらい山手の方の水路を持ってきたから量はうんと少ないのだ。だけれども、一気に降られるものだからみんな出て一緒にやるのです。お前は後からやれという議論にはならないわけです、生活がかかっていますからね。すぐに子供らは勤めに行かなければならない、自分も出なければならぬとなると、夜中に二度ぐらいやらなければならぬ。そのときに、私は2時から起きるから、お前は3時から起きろという議論にはならないわけだ、一緒に起きるから。そんな格好なものですから、そういう話です。

これ毎年、特にことは1カ月ばかり早く雪が降ったものだから特にひどかった。今まで我慢してきたけれども、我々はここで暮らすけれども、若い人たちはいなくなってきましたから、おれたちがしなければとって新町という地域がこれを維持する組織をつくったのです、新聞に出ていましたけれどもね。そうしなければ本当に生活ができないと、まして地域を守っていけないという形なものだから、法律は全国同じであれば豪雪地帯は、はどうするかという議論になるのです。課長の答弁のようにさせていただければありがたいと。できるだけフルに御配慮いただきお力をかしてください。

そうすると、地域の人たちは、私はここに住みたいのだけれども、先生、おらは1年以上あとは住めないかもしれませんよという話になってしまうと、これは大変なことだと思うので、今までもそうだったけれども、特に今年は雪が早かったものだから、そんな訴えがありましたので、この際お願いしながら知恵をかしてください。終わります。

○柳村岩見委員　きのうの雪なんかを見ると、まだ今回の冬の総括はできないのだと思うのだけれども、端的に言えば豪雪、異常気象、こういうことであります。そこで、道路の凍上災害の認定といえますか、10年間の低い方の温度の平均値をとって、今回の冬はどうだったかとかなんとかといろいろ決め方があるわけです。何年か前かに大変な凍上災害があって、私のうちの周りなんかでも下水道工事で掘って、後から舗装したりして、見たくない道路ね、あれすばつと立派になるのですよね、あれ凍上災害と書いてある、あとで見ますと見事です。

それから、余り難しい工事ではないから業界も大変喜ぶし、皆さんのお立場でも頭の整理上、何も考えないで災害復旧をやらねばならない、お金も来た、こういう話で、非常にやりやすいのです。あれは業界にとってもおいしい仕事です。今度はなるのでしょうか、ならないのでしょうか。専門家から見て、見通しどうなりますか。そう言ったのに何でならなかったとか、なったとかと余り面倒なことは言いませんから。皆さん専門的な見方からするとどうなりますかね。

○佐藤砂防災害課総括課長　凍上災害は、最近10年間の最大値を超える低温により発生した場合と国から数値が出されておまして、現在の気象条件下では、平成13年度に発生しておりますが、それを上回る気象条件下にありませんので困難だというふうになんか判断いたしております。

○柳村岩見委員　今回はなるのではないかと考えて楽しみにしていました。まことに残念

であります。

○及川幸子委員長 いいですか。残念で終わっていいですか。

○新居田弘文委員 実は、私は2つ質問を準備したのですが、1つは同じことを言おうと思っていて、答えが出ましたから、それについては触れません。

もう1つは、県工事の入札について、総合評価方式を新年度から部分的に採用するというような新聞記事を拝見しましたので、それについてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

今までのように、ただ入札価格によって争うのではなくて、品質とか経済性とか、あるいは将来の維持管理を含めまして、総合的な点数化によって決定するというような仕組みなようですが、点数化とか、あるいは配点によっても答えが大分変わってくるのかなというように思いがしておりますが、その概要なり目的とするもの、それについてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○沢口技術企画指導担当課長 総合評価、落札方式の制度の仕組みについてですが、総合評価落札方式では、事前に定めた性能や機能を向上させるための施工方法や建設業者の施工能力等について技術的提案を求め、それらの価格以外の要素を入札金額と併せて複合的に評価して、総合的に最もすぐれた者を落札者として選定する方法です。

具体的には、施工計画や総合的なコストの縮減に関する技術、また工事中の騒音等の環境への対応に関する技術などの技術提案と入札金額の提示を求めまして、技術提案を審査して採点した技術点、それから入札金額による価格点、併せて評価して請負者を決定する制度となっております。

また、この制度では、透明性、公平性を確保するため、選考過程で外部学識経験者2名以上の意見を聞くことが地方自治法により定められております。

昨年9月に国が示したガイドラインでは、工事の内容等に応じて簡易型、標準型、高度技術提案型に分けた運用が示されておりますが、県土整備部としては、現状の発注工事の実態を踏まえて、比較的提案の余地の少ない工事を対象とした簡易型と、技術提案によって品質の向上が期待できる標準型について、入札制度改善検討委員会に諮った上、来年度以降できるだけ早い時期から執行したいと考えております。以上です。

○新居田弘文委員 この場で余りそれ以上詳しくは理解に苦しみますので、後でまた資料等で準備されて、御説明をいただけるよう要望しておきますので。終わります。

○高橋雪文委員 私は5つお聞きしたいと思います。1つは、増田知事が自立を標榜しているのですけれども、財政の悪化とか公共事業の低下というものに対して、国の指導とか三位一体改革ということで、どちらかという、県の責任よりも国の責任に依存していると、懸念があるということなのですが、私は、今回示された公共事業費の割合を見て感じるころなのですが、まず10年前に大体2,500億円ぐらいの事業規模があったと。それが今度の予算で42%、半分以下になったということで新聞に載りましたけれども、これをよく見ると補助金の割合という10年前と3分の2ぐらいの縮小です。県単は実は4分の1に下がっ

ているのです。県単事業が極端に下がっているというのがまずあると思うのです。そういうところからすると、果たしてそういうことを増田知事が堂々と言えるのかなという思いもあるのです。その点について、どのようなお考えを持っているのか1点。

2つ目は、事業規模が今度は42%。今は半分ぐらいですけれども、それに対して人員の割合の関係というのはどういうふうになっているか。当然予算が少なくなれば、それに伴う仕事が少なくなるはずなのですが、人員がどれだけ少なくなっているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

また、公共事業が非常に少なくなっているのですが、何とか公共事業を出してもらいたい。これは多くの県民の願いでもありますし、経済界の願いでもあると思うのですが、この間、大館に視察に行きましたら、第2クリーンセンターの建設に当たってPFI方式を導入すると。県の方でも、県北の第2クリーンセンターをPFIでやるということですが、今、市町村、紫波町なんかではPFIで下水道事業をやっております。このPFIの最大の問題点というのは、県単に依存するのではないかということが一番大きいのですが、コスト的にどうなのかという議論もあったのですが、要は大館の方のクリーンセンターは、国の交付金も含めた形でのPFIができるということらしくて、これからの新しいPFIの考え方、導入の際の考え方にもなるのではないかなと思うのです。この点をどのようにお考えか教えていただきたい。

第4点目ですが、非常に倒産する工務店さんも出てきたということですが、下請けとか、連鎖倒産の可能性もやはりあると。いろいろ対策を練られているとは思いますが、その支援について、少し教えていただきたいと思います。

もう1つは、建設業の新規分野でいろいろと努力されている。それは非常に感謝するところなのですが、新規事業の取り組みと公共事業費の削減率の割合からすると転換が非常に遅々として進んでいないのではないかという思いがあります。その点、どのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。以上です。

○及川幸子委員長 5つの点の質疑がありましたので、まず1点目からお願いいたします。

○橋本県土整備部長 公共事業費の縮減にも関連しているということですが、いずれ、2,500億円あったものが今は42%しかないということですが、それは国のせいにしていいのではないかというお話でございますけれども、県単独事業の減少は、財源であります一般財源、言いかえますと地方交付税がメインになるかと思っておりますけれども、そういう税収入の減が相当効いてきているということと、それからもう1点は、本県は広大な県でありましたし、北上山系という土木としては大きな障害物もあって、そこにほかの県以上に相当の投資をしてきているということで、その起債の返済とか、そういうものが影響しているのだと思います。ですから、もちろん公共事業が減っていることも事実でございますし、財源的にそういう県の単独事業に回せるだけのものはどんどんなくなっているところにあるのだと思っています。

そういう点で、厳しい中でありますけれども、重点化を図って今手がけているやつをとに

かく成果を上げて、まさに産業振興に役立つような道路整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、人員削減、その他につきましては、関係の課長の方から答弁をさせていただきます。

○佐藤管理担当課長 県土整備部ベースで追ってみますと、平成11年度県土整備部の定数861人に対して、17年度末で806人ですが・・・

○伊藤勢至委員 聞こえない。

○佐藤管理担当課長 失礼しました。平成11年度は861人です。平成17年度当初で806人まで・・・

(「大きい声で言ってください。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 平成17年度は八百いくらですか。

○佐藤管理担当課長 806です。定数の推移については以上です。

○沢口技術企画指導担当課長 PFIについてのご指摘でございますが、PFIにつきましては、現在県土整備部では検討している状況でございます。PFIについて、まず対象物としてどうかということだと思いますけれども、建設経済研究所を通して、なかなかPFIは進まないということでPFIの状況について調べた中では、やはりPFIになじむのは環境衛生とか厚生福祉とか文教、官庁の営繕とか、そういうものはなじむのだけれども、どちらかというと、県土整備部が所管している、例えば港湾とか道路とか、そういうものはなかなかPFIにはなじみにくいと言われております。

そのように、今事業のお話ございましたけれども、国における補助事業制度の対応というのは、国としてはかなりの分野でPFI事業の補助の対応はできるということになっておりますけれども、実態のほとんどがDFOということで、建物を建ててから権利関係を変えらるというものに限定されておりますので、そういう意味で、完成時点での補助対象事業費の一括支払いをする条件としてというところが難しいところがあるのかなと思っております。

事業によっては、公共サービス提供の運営形態が限定されたり、公共団体で投資の支出が大きくなったりと、いろいろ難しい問題がありますけれども、県土整備部としては勉強していきたいと思っております。もちろん、紫波町の方でやっている実態とかクリーンセンターの方の実態等については、私どもも承知しておるところでございます。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 建設業の振興対策の御質問についてなのですが、実は県では、平成15年、16年、これ以前からもいろいろ振興ということには対応してきたのですが、行財政構造改革の関係があつて、公共事業が3割削減しますというふうな話があつて、これに直接的に対応する事業として建設業の生き生きステップアッププロジェクトというものを15年、16年度につくりました。その後、平成17、18年度にその成果を踏まえながら建設業の構造改革推進プロジェクト、これを平成17、18年度というふうな形で対応してきております。この中身は、建設業協会の中に経営支援センターというものをつくっていただいて、その中で3割削減の平準化という部分の対応であれば、支援セ

ンターを通じた建設企業のいろいろなニーズに対応した支援策をつくって、そういった新分野進出とか経営基盤の強化に取り組む企業を支援するのが一番効率的だという判断で平成17年度、また来年も対応していく考えでありますけれども、それとあわせて、平成18年度の当初予算がかなり減っているということもあって、この対策とあわせて県庁に支援本部をつくり、振興局の方に総合相談センターをつくっているような形で、県も、県全体でそういった掘り起こしをしていくということで振興策を考えていこうというふうに考えております。

あとは連鎖倒産云々という話も、要は、今建設業の方々の実態を聞き取り調査しますと、かなりのところで我慢しているというカリストラをして、後は賃金を抑えてということもやっているようなのですけれども、かなり我慢をして建設業の職員なり労務者なり、技術者を抱えているというふうな状況があって、これが少しずつ耐え切れなくなって、倒産も少しずつふえていくというふうな形になっておりますので、これについても支援本部なり相談センターも通じて、こういった雇用対策についてもこれから取り組んでいくというふうな形で考えていっております。以上です。

○高橋雪文委員 人員については、いろいろ計画性を持ってやられていると思いますけれども、やはり費用対効果みたいなものをどのように考えているのかお聞きしたいと思うわけでありまして。それが1点。

あと非常に公共事業が落ち込んでいると、県内の業者さんも非常に苦しんでいると、県庁とか行政側も努力はされているということは本当にわかるわけでありましてけれども、やる対応のスピードが、民間の感覚からするとすべてにおいて、後手後手という、そんな感じがするわけなのです。PFIの取り組みについても、大館は去年完成したわけでありましてけれども、PFIも早くから言われておきながら一向に導入までのめどがついていないと。市町村の方は、生き残りをかけてこういうものに取り組んでおるわけでありましてけれども、そういうスピード感覚というのはどうしても欠けているのではないかなと思うわけですね。その点について部長さんに、今の喫緊の、こういう状況、岩手県の状況に対して取り組む姿勢が問われているのではないかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○橋本県土整備部長 官側の方の取り組みが遅いということもございますけれども、まさに御指摘のことは否定できないところであると思っております。しかし、その中で理念であります、そういう先進的な御意見を持っている方との懇談とか、あるいは情報収集については、遅れがちではあるかもしれませんが、私どもとしてはできる限り取り組んでいるところでありますので、きょうの御指摘もまた踏まえまして、さらに、またアンテナを高くしてやりたいと思っております。

また、これは県だけで取り組んでもなかなか効果が出ないと思っておりますので、市町村との連携も必要となりますし、また特に私どもでは建設業界の方とのコンセンサスも必要となってきますので、現在も先ほどちょっと建設技術振興課長が答弁しましたけれども、来年度に新しい事業も盛り込んでいまして、既に経営者に対するインタビューなども行って

いますので、そういうことも踏まえまして、また努力してまいりたいと思いますし、また、議員の皆様にも、そういうすばらしい情報があれば御指導いただきながらやっていきたいと思っています。

費用対効果はあれですよね。建設業の支援対策の費用対効果ですよね。

○高橋雪文委員 いや、そうではなくて事業と人員。

○橋本県土整備部長 業者の技術屋というふうに考えますと、ということでもよろしいのですか。私たちの給与と、それから考課については、そういう手法がないと言ったら申しわけないのですが、ないのと、私たちがやっている業務もお金に換算するということができるないところもあると思うのですが、そういう手法がもしあれば当然やっていくべきだと思っていますし、先進的などところで取り組んでいるところもあるかもしれませんので、勉強させていただきます。

○清水県土整備企画室長 先ほど、佐藤管理担当課長が申し上げた定数でございますが、平成17年度につきまして806人というお話をしたのですが、これは農林水産部から公共事業の一元化をやったわけでございますけれども、それを含まない、除いた数字でございます。去年の本庁の一元化につきましては13名移管されてございまして、さきほど申しましたのはそのとおりでございます。なお、ちなみに平成18年度につきまして振興局の公共事業の推進対策一元化をいたすわけでございますけれども、これに伴う陣容が46名ばかり農林水産部の方から移管されるということになってございます。

○伊沢昌弘委員 費用対効果の話が出たのですが、公共工事コスト削減対策岩手県第3次構造計画の策定ということで、12月末に記者発表したのが資料としていただいたので、これに関連してお伺いします。いずれ15%の総合コストを削減するというので、この平成18年度から目指していくということで、大変意気込みは感じるわけですが、全部下げるだけではなくて、その中で社会的なコストの削減という中で、資源循環の推進という部分が明記されているので、ここのところの考え方を教えていただきたいと思います。昔の公共事業、道路のコンクリートなりアスファルトを、はげば山の上に投げてきた。今は、それらも含めて再生利用に回しているということで、大変コストはかかるかもしれませんが、そういった意味では資源の再生活用ですね。

また、岩手県も再資源化の関係で、再生資源利用認定製品というものがいっぱい出てきていると。くいだとか、あとは間伐材の利用だとか、特に道路なんかも切り土の基盤材とかいろいろなものがあるのですが、これらの使用の促進をするということは明記されているのですけれども、使うのは入札をした業者だという考えが今までであったのではないかなと思うのですが、できれば仕様書といいますか、県の出す中に、小売りについてはプラスチックの再利用した製品を使えとかという部分を明記することが利用促進につながるのではないかなと思うのですが、私も環境福祉委員会の方で認定製品があるけれども、なかなか伸びていないよと。やはり公共事業がいっぱい使わないとだめではないかということも思ってきたのですけれども、その辺の考えを教えていただきたいと思います。

○沢口技術企画指導担当課長 2点御質問がありました。新たなコスト削減計画でございますが、全国的な横並びもございまして、これまで10%のコスト削減ということで取り組んできたわけなのですが、来年度からも新たな計画ということで、15%の目標に向かって取り組もうということで考えてございます。

今御質問のありました工事における社会的コストの低減、再生資源の活用及び資源循環の推進の具体的なものということなのですが、例えば建設副産物のリサイクルの推進、環境負荷の少ない製品の積極的活用、植物廃材の堆肥化、間伐材等の公共事業への利用促進ということになっております。

それから、2点目の環境サイドでやっております認定製品でございますが、実は県の方針を4月1日に定めたところなのですが、県土整備もあわせて、同じように県土整備部の方針として、ある一定の割合のものについては仕様書等に明記して取り組もうということで、今年度4月から取り組んでいるところです。コマーシャルになりますけれども、これ以外にも新製品、新技術ということで、県内建設業者さんがつくったものについても同じような取り組みをしていくということでございます。

○伊沢昌弘委員 わかりました。今年度からやっているということで、これを強固に進めてもらいたいと思っているのは、認定製品も含めて、その他の物も、例えば肥料みたいなものも県内家畜排せつ物の法に基づいて、今まで以上にふえるのです。土木で何で肥料やという話になりますけれども。ダム工事とか何かも含めてあると思います。できれば県内のもの、県内でそういうものが複数社があるとすれば、どこどこという語弊があると思いますけれども、間伐材にしても、くいにしても、そういったものも含めて、できるだけ県内のものが消費されてやれるというふうな部分で、ぜひ部の方でも改めて御努力をお願いしたいし、明記をしていただきたいと要望して終わります。

○沢口技術企画指導担当課長 必要な工事がありまして、その中で該当するものがあれば使っていこうという趣旨でございますので、わざわざ持ってこいとか、そういうことで考えていないということです。

○伊藤勢至委員 素朴にお伺いをさせていただきます。北上川上流流域下水道の件についての請負契約については何もありませんけれども、本来盛岡市公共下水道中川原終末処理場というところからのポンプアップなり何なりでしようが、これ一義的には盛岡市が直さなければならぬものなのではないですか。一番先にやっているから、古くなったのであれば、盛岡市が対応すべきもので、これをなぜ岩手県がお金をかけて引っ張ってきて処理をしてやるのでしょうか。そこがわかりません。御説明をお願いします。

○大久保下水環境課総括課長 中川原処理場は最初、市でスタートして40年供用しているわけですが、その後、流域下水道という制度ができて、流域下水道というのは2つ以上の市町村のものを管理するという定義でございますけれども、それで例えば盛岡、当時の都南、それから滝沢と、そういう複数になったものが流域下水道となったわけですが、そして、この財産そのものは県は確かに今管理しておりますけれども、最終的な広域の市町村

のものに最後には変わっていくわけです。それは、今一時的には県で管理しているわけなのですけれども、使用料とかそういうもので建設負担金を少しずつ回収していきまして、そして最後にその回収が終わったら、全部関係市町村に返すものでございます。

○伊藤勢至委員 流域下水道、ちょっとよくわからないので伺いますが、それだったら三陸沿岸流域下水道というのもやってくださいよ、岩手県で。これは完全に内陸と県北・沿岸の不公平のものではないですか。だから県北・沿岸の所得が違うんだとなぜ思いませんか。平成14年度で、内陸は200万円の県民所得ですよ。県北・沿岸は150万円ですよ、1人当たり。こういったものが積もり重なってこういう差に出てくるのだと私は思うのですよ。だったら猿ヶ石川も閉伊川も大槌川も、みんな流域でやってくれたらいいではないか、岩手県が全部やったらいいではないですか。違いますか。皆さんゴルフをやるのでしょうか、こういうものにハンディキャップ制度を採用してもらわないとだめだと思うのです。いかがですか。

○大久保下水環境課総括課長 確かに2つ以上の市町村が下水道をやるときは流域下水道の対象になるわけですけれども、そこには経済性がつきものではないかなと思っておりますけれども、それをやった、閉伊川などかなりの延長ですので、そこに経済性を考えていかなければならないかと思っておりますけれども。

○伊藤勢至委員 終わります。後からやる。

○工藤勝子委員 それでは、いろいろ各企業がかなり厳しいという声の中で、公共事業も半減している中で、なかなか事業所数が減っていない。それで昨年、例えば倒産した件数が幾らあるのか。それから新分野に進出した企業数がどのくらいあるのか。今年度新しく建設総合対策事業費というのが出るわけですけれども、どのぐらいの企業が新分野なり農業参入しているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

遠野の方でも環境、今度新しくゴミ処理の方に取り組んだ企業の方もあるように聞いて、そこを見させていただきましたけれども、どのくらいになっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 倒産件数は一般質問の中でもいろいろ出てきましたけれども、1,000万円以上の負債を抱えたという東京商工リサーチのデータしかないのですけれども、実はこれそのときにもお話ししていると思うのですけれども、平成15、16年度から県営工事を削減しますよと言いながら、実際の建設業の倒産件数というのは平成14年あたりの49がピークで、その後は平成15年度が42、16年度が41、17年度が35ということで、倒産件数自体がそんなにふえてきていない。ただ、全産業に占める建設業の割合は高くなってきているというのはデータとして出てきている中身でございます。

それと、今新分野、新事業にどれだけの企業が出てきているかということについては、この平成15、16年度以前からもかなり取り組んでいる、独自に取り組んでいる方々もいろいろいるのですけれども、そういう方々のほかに経営支援センターがかかわった分の案件としていきますと、平成15年の8月にできたのですけれども、それ以降、今年の1月末まで

で押さえているところでは 16 社の 19 件。これは複数の会社が 1 つに取り組むということもあって、16 社で 19 件になっております。これは数字として出てきている。雇用として何人確保したとか、収支がとんとんになったとかということで、ある程度軌道に乗り出してきたという企業がそれぐらいなのですが、それ以外に、実は、かなり具体的なテーマ、例えばイチゴの栽培とかということで、かなり具体的な形で進めているところを含めると 44 社 27 件、これはあくまでも経営支援センターがかかわったという部分ではそれぐらいの企業と件数が出てきている。

要は 40 の政策の中で、平成 15 から 18 年度までに経営基盤の強化に取り組む建設業の方々を 55 社という形で、一応、目標値は立てているのですけれども、その中身については、多分、達成すると思いますし、それ以上の達成がないと、当時と社会環境も違ってきますので、そういう意味で、来年度、今までの支援センターを中心にした支援と併せて、県も振興局も取り組んで、全県的に取り組んでいくというふうな流れになったところがございます。以上です。

○及川幸子委員長 よろしいでしょうか。

○工藤勝子委員 はい、ありがとうございました。

○及川幸子委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 77 号平成 17 年度岩手県電気事業会計補正予算(第 1 号)及び議案第 78 号平成 17 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第 2 号)、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○和嶋経営総務室長 企業局関係の議案について御説明申し上げます。議案(その 3)の 51 ページをお開き願います。

議案第 77 号平成 17 年度岩手県電気事業会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項について御説明申し上げますので御了承願います。

第 2 条は業務の予定量についてであります。年間販売目標電力量を平成 17 年 12 月までの販売電力量の実績を勘案して補正しようとするものであります。

52 ページをお開き願います。第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第 1 款電気事業収益の補正予定額の内訳であります。第 1 項営業収益は、年間販売電力量の増減に伴い電力量収入を整理するものであり、第 2 項財務収益は、株式配当金の増額及び一般会計への長期貸付金の貸付金利息の減額などにより整理するものであります。第 3 項附帯事業収益は、年間販売電力量の減少に伴い、電力量収入を整理するものであり、第 4 項事業外収益は、稲庭高原風力発電所の災害共済金の計上などによるものであります。

次に、支出の第 1 款電気事業費用の補正予定額の内訳であります。第 1 項営業費用は修

繕費等の増額及び職員給与費、減価償却費、固定資産除却費等の減額など所要の調整をするものであり、第2項財務費用は、平成17年度に購入した国債の約定金額の確定に伴い、有価証券償却費を減額するものであります。第3項附帯事業費用は、稲庭高原風力発電所の修繕費の計上など所要の調整をするものであり、第4項事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額の増額などをするものであります。

次に、第4条は資本的収入及び支出の予定額の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項補助金は、胆沢第3発電所建設事業費補助金の確定に伴い減額をするものであります。第2項負担金は、仙人発電所共有施設負担金の増額をするものであり、第4項は固定資産の売却代金を増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項改良費は、岩洞第1発電所の主弁更新工事等の工事費の確定により所要の整理をするものであり、第2項電源開発費は、胆沢第3発電所建設基本設計委託費の減額等によるものであります。第4項長期貸付金は、工業用水道事業会計への貸付金を減額するものであり、第5項投資は平成17年度に購入した国債の約定金額の確定に伴い減額するものであります。第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費等について、給料等の所要の調整を行い補正をしようとするものであります。第6条は、盛岡駅西口用地譲渡にかかる特別利益2億8,200万円余を原資として、同年度の利益剰余金のうち3億円の予定処分を行い、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金を創設し、利益の一部を地域貢献のために活用しようとするものであります。なお、この積立金の活用につきましては、平成18年度、新規に一般会計への繰出金4,000万円を計上し、知事部局が実施する環境保全事業やクリーンエネルギーなどの導入促進に還元する事業に充てるものでございます。

また、企業局の自主事業として、市町村等が地域内の公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を導入する場合に、設置費を助成するクリーンエネルギー導入支援事業1,000万円を新規に計上しているところであります。

以上で、電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

54ページをお開き願います。次に、議案第78号平成17年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第2条業務の予定量についてであります。給水量は超過水量の増加を見込んだことにより補正をしようとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の内訳であります。第1項営業収益は、超過水量の増加を見込んだことなどにより、給水収益を増額するものであります。第2項事業外収益は、一般会計からの児童手当負担金を増額するものであり、第3項財務収益は預金利息を計上するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の内訳であります。第1項営業費用は職員給与費、修繕費等の増額及び委託費等の減額など所要の調整をするものでありま

す。第2項財務費用は、高利率の公庫債の借りかえに伴う企業債利息の減額等により整理するものであり、第3項事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額の増額によるものであります。

次に、第4条は資本的収入及び支出の予定額の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項企業債は北上中部工業用水道施設の改良工事について減額するものであります。第2項出資金は、改良工事費等の確定に伴う一般会計からの出資金を減額するものであり、第3項他会計からの長期借入金は、企業債償還の原資となる電気事業会計からの借入金を減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項改良費は北上中部工業用水道施設の中央監視制御設備更新工事等の工事費の確定により所要の整備をするものであり、第2項企業債償還金は、高利率の公庫債の借りかえによる償還金の確定に伴い、所要の整理をするものであります。第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、給料等の所要の調整を行い補正をしようとするものであります。

以上で、工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの予算にかかる実施計画、資金変更計画、給与費明細書及び変更予定貸借対照表につきましては、予算に関する説明書の329ページから348ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、企業局の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 51ページの岩洞発電所が極端に補正がマイナスになっておりますが、この理由をお尋ねしたいと思います。

それから、52ページの電気事業収入の中で、事業外収益がプラスになってはいますが、プラスの理由を教えてください。

○和嶋経営総務室長 岩洞の収入が落ちているということの原因についてでございますけれども、岩洞は出水率が特に悪うございまして、その原因は他の地域に比べて降水量が本年度、11月までの実績を見ますとかなり落ち込んでいるということと、あと12月からは雪が多く降りまして降水量がいっぱいでした。ところが、非常に寒くてなかなか水となって出てこない、そういうふうなことで岩洞が大きく落ち込んでいるものでございます。

4項の事業外収益でございますけれども、これは昨年度の稲庭風力発電所の故障によりまして、その共済金が本年度入ったという関係で、事業外収益として計上しているものでございます。以上でございます。

○及川幸子委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に

入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終了いたします。大変御苦勞さまでございました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。